

# 博士論文の要約 / Summary of Doctoral Dissertation

氏 名 宮澤安紀

Name

学 位 論 文 題 目 日英の自然葬法に関する宗教社会学的比較研究

Title

全文を公表できない理 由 論文の全体を出版する予定があるため

Reasons why the full text of my dissertation cannot be disclosed on the Internet

書 名 ( 雑 誌 名 ) 日英の自然葬法に関する宗教社会学的比較研究 (仮)

Name of magazines/journals

出 版 社 名 一般社団法人北海道大学出版会

Name of the publishers

発 行 予 定 日 未定

Estimated date of issues/publications

所属 筑波大学大学院人文社会科学研究科 哲学・思想専攻

## 論文要約

本論は、かつて宗教が提供していた生と死の意味体系が解体しつつある現代社会において、人々はどのように個人的な死の物語を再編しようとしているのかを、日本とイギリスで実施されている自然環境に配慮した新たな葬法（自然葬法）の登場と普及に着目して検討したものである。また本論のもうひとつの主眼は、グローバルに広がる近代化や個人化という社会変化を背景として、自然葬法という一見して類似した葬法が先進諸国を中心に世界中で広まりを見せているのはなぜか、日本とイギリスの両国ではそのあり方にどのような共通性と差異があるのかを明らかにすることである。

本論は序章と終章を合わせて全8章から構成されている。その概要は以下の通りである。

まず序章では、現代日本の葬送に関する先行研究と、イギリスと日本における自然葬法（それぞれ「自然埋葬」と「樹木葬」）に関する先行研究を整理することで、その成果と課題を確認した。

まず現代日本の葬送研究に目を向けてみると、1990年代以降、樹木葬を含め、散骨や永代供養墓など従来の「家の墓」を相対化するような、継承者を不要とする様々な形態の葬送が登場し社会に浸透していくようになる。これらはしだいに研究対象となっていくが、こうした現象にいち早く目を向けたのは社会学者であったと言える。その背景には、これまで墓

の祭祀を担ってきた「家」による規範が薄れゆくなかでの墓の無縁化、後継ぎがないために墓を持つことができない人々の増加、さらには都市部における人口集中と墓地不足など、墓にまつわる社会的問題が顕在化してきたためと考えられる。

こうした新しい葬送を扱った社会学者たちが明らかにしてきたのは、葬送の変容を導いた社会的背景と、そうして現れた現代的な葬送の特徴である。そして彼らが共通して前提としている理解は、地域や家族という共同体が、近代化のなかで次第に弛緩・崩壊し、個人化していくという社会構造上の変化であり、現代の葬送もまたこの近代化・個人化という観点から捉えるというものである。例えば社会学者の森謙二は、葬送から地域社会が手を引き市場に委ねられるようになる変化を「第一の近代化」、家族も個人化していくことで自己決定の論理が台頭していくという変化を「第二の近代化」として捉え、この「第二の近代化」においてアトツギによる継承を必要としない新しい葬法が模索されるようになったとする（森謙二 2014『墓と葬送のゆくえ』吉川弘文館）。同様に宗教学者の村上興匡も、高度経済成長期以降、都市化により職住分離が進み、葬儀が地域共同体を主体としたものから家族が中心となっていく変化を「第一の個人化」とし、1990年代以降、公的な性格を持っていた葬儀が死にゆく者の「最後の自己表現」として個人的・私的行事として捉えられるようになっていくという傾向を「第二の個人化」と呼んでいる（村上興匡 2018「葬儀研究からみた弔いの意味付けの変化」鈴木岩弓・森謙二編『現代日本の葬送と墓制——イエ亡き時代の死者のゆくえ』吉川弘文館：131-148）。また社会学者の井上治代も、戦後の家族構造の変化を二段階で捉え、「個人が織りなすネットワークとしての家族」という家族の個人化が、1990年代以降の脱家的墓祭祀や地縁・血縁に依らない祭祀の代替システムを導いたとする（井上治代 2003『墓と家族の変容』岩波書店）。

このように、現代日本の葬送を分析した社会学的な研究は、従来の葬送を担ってきた地域共同体の解体や家族の個人化という近代化現象を背景に葬送の変容を位置付けており、現代の葬送を「わたしの死」や「死後の自己決定」など、自己を中心とした死の捉え方を反映するものとして理解してきたことがわかる。したがって、墓石を持たない、継承者を必要としない、「家の墓」の規範を持たない樹木葬も、環境に配慮し「自然に還りたい」と願う個人のライフスタイルの選択の結果として位置付けられてきたのである。

以上のように、これらの先行研究は、現代日本における葬送の変容の背景やその特徴を明らかにしたという点で一定の成果を持つが、しかしながらこれらの議論は主に国内のローカルな文脈において論じられており、自然葬法をはじめとする類似の傾向が近代諸社会に普及していることを認識しつつも、国際的な比較という方向性へは向かっていかなかった。特に、日本社会の構造的な変化を説明する際、近代化論とも接続されうる「近代化」「個人化」という言葉が頻出してきたにもかかわらず、そうした議論が土台としてきた西洋社会の現状には目が向けられてこなかった。

なぜそうした視点が必要になってくるのかと言えば、実はイギリスにおいても日本と同様、近年では自己を中心とした死の捉え方がされるようになってきているとの指摘があり、そし

てイギリスの自然埋葬が、まさしくそうした社会的な潮流の変化の一部として位置付けられるからである。例えばイギリスの社会学者 T・ウォルターによれば、西洋社会における死のあり方は、社会学でいうところの理念型として、「伝統的な死」／「近代的な死」／「ポストモダンの死」という 3つの類型に分けることができるとし、この「ポストモダンの死」の傾向を持つ現代社会では、「自己 (the self)」を中心とした死の捉え方がなされると論じる (Walter, T. 1996 “Facing Death Without Tradition.” In Howarth, G. & Jupp, P. C. (eds.), *Contemporary Issues in the Sociology of Death, Dying and Disposal*. Palgrave Macmillan : 193-204)。西洋社会を念頭においたこのような議論は、上記でも述べたように、実はある程度現代日本の葬送を扱った研究にも見られる視点である。例えば森が論じる「死後の自己決定」などは、イギリスと同様に「自己」の権威の台頭とも読み替えることができ、無宗教的な葬儀や直葬の増加という「似通った」変容を導いていると考えられる。そうであるとすれば、両国における自然葬法の登場も、こうした「ポストモダン」的な変容のひとつに位置付けることができるのではないだろうか。

このように、高度に近代化した社会としての日本とイギリスにはいくつか共通する側面があると考えられ、そのひとつの現れが両国においてともに 1990 年代に登場した自然葬法であると言える。しかしすでに述べたように、自然葬法に関する研究を含め、両国において自然葬法を扱った研究は、世界中で類似の葬送が現れていることには言及しつつも、本格的な比較研究の方向へは向かっていかなかった。

ただし、自然埋葬と樹木葬という両国の自然葬法を架橋するような理論として、「エコロジカルな不死 (ecological immortality)」という概念が両国で分析枠組みとして用いられているのは注目に値する。「エコロジカルな不死」とは、イギリスの宗教人類学者である D・デイヴィスが、自然埋葬に着目して提唱した新たな死生観のあり方である。彼によれば、この概念は、自然埋葬を行うことで遺体が自然に還り、生態系の一部となるという、科学的知識に裏付けられた誰にでも理解しやすい「リアルな」死の捉え方を人々に提供することを表したものである (Davies, D. J. 2005 *A Brief History of death*. Blackwell Publishing)。つまりこの「エコロジカルな不死」とは、単純化を恐れずに言えば、かつて人々の間で信じられていた天国や地獄などのキリスト教的死生観に代わり、「遺体が自然に還り、生態系の一部となる」という世俗的な死後の理解を人々が採用するようになってきていることを示している。この「エコロジカルな不死」の概念は、キリスト教文化圏であるイギリスを念頭において提唱されたものだが、これを日本の樹木葬に応用したのが人類学者の S・P・ボレーである。彼は「死んで先祖の一部となる」という日本の伝統的な死生観を「社会的不死 (social immortality)」と呼び、樹木葬墓地ではこの「社会的不死」が信憑性を失い、代わって「エコロジカルな不死」が人々の死生観として意味を持つようになったと論じている (Boret, S. P. 2014 *Japanese Tree Burial: Ecology, Kinship and the Culture of Death*. Routledge.)。

両国で行なわれているこれらの自然葬法に対する議論を参照すると、両国では類似の傾向——すなわち、伝統的死生観の衰退と、遺体が自然に還るといふより世俗的な死の理解の

台頭が見出されることがわかる。このことは、両国がともに高度に近代化した結果として「死の意味喪失」を経験し、人々は自分の納得する個々人の仕方で、生や死に意味を与えようとしている状況を示していると考えられる。

しかしながら、「エコロジカルな不死」の議論に対しては批判もある。例えば人類学者のH・ランブルは、ボレーの論じる「社会的不死」から「エコロジカルな不死」へという流れに対し、「ある不死の様態が別の様態に取って代わると考えるのは、あまりにも還元主義的ではないだろうか」として、その素朴な世俗化論的説明を指摘している（Rumble, H. 2010 “Giving something back”: A case study of woodland burial and human experience at Barton Glebe.” PhD thesis for University of Durham）。また本稿の視点から言えば、デイヴィスとボレー、またランブルにおいても、個人の死生観を共有し支える共同体への視点が希薄であり、特に生前に同じ墓所を通じて共同体を形成する日本の樹木葬墓地申込者たちの死生観のあり方を捉えるには不十分であると考えられる。

こうした先行研究の課題に対し、本論では、T・ウォルターの示している比較の視点に立脚し（Walter, T. 2012 “Why different countries manage death differently : a comparative analysis of modern urban societies.” In *The British Journal of Sociology*, 63(1) : 123-145）、近代諸社会に共 の構造を読み取りつつ、両国で自然葬法が登場した歴史的・文化的・社会的文脈による差異までを踏まえたうえで、現代の状況を捉えるという立場を明確にした。

第1章から第3章までで構成される第一部は「イギリス編」と題され、イギリスの自然埋葬が登場した歴史的な文脈や社会的背景、そして人々はどうのように自然埋葬を通じて自分らしい死の物語を構築し、また維持しているのかを論じている。

第1章では、イギリスにおいて伝統的な葬送が近代的な葬送へと再編されていく重要な契機を、大きく次のような変化——すなわち教会墓地から公的な共同墓地への移行としての、教会権力の衰退と公権力による遺体・葬送の管理体制の確立、衛生的で合理的な方法として普及した火葬の定着、そして専門的職業としての葬儀業者の浸透——を取り上げるなかで分析した。まずイギリスの葬送の近代化において重要だったのは、19世紀に公衆衛生上の観点から埋葬に関わる事柄が教会から世俗的な公権力へ移行したことである。6世紀にローマ帝国からキリスト教がもたらされて以降、イギリスでは死者の復活という信仰の通り土葬が葬法として定着し、ひとたび死者が出ると国教会の教会墓地に埋葬されることが一般的であった。しかし、産業革命を背景に大量の労働人口が都市部に流入するようになると、都市の不衛生な生活環境や伝染病の流行などもあり、小規模な教会墓地では到底おさまらざるほどの死者がむりやり埋葬されることになった。こうした状況のなか、公衆衛生上の観点から教会墓地での過剰な埋葬が問題視されるようになり、1850年以降に出されるいくつかの墓地に関する法律により、都市部の教会墓地を閉鎖し郊外に大規模な公営の共同墓地（cemetery）を建設する動きが広まった。このように、これまで国教会によって独占的に担われていた死者の管理が、公衆衛生の観点から世俗的な公権力へと移行していったのである。

次に近代火葬の普及については、先述したようにイギリスではキリスト教がもたらされて以降、死者の復活という信仰にのっとって長らく土葬が固守されてきた。しかしながら19世紀の後半には公衆衛生上の観点から主に医師を中心として火葬の利便性が本格的に主張され始める。イギリスの火葬普及において特に重要な人物は、当時のイギリスでも高名な外科医であったヘンリ・トンプソンである。彼は1874年に発表した論文で、土葬に起因する空気や水の汚染について触れながら火葬を全面的に支持した。そして同年、彼はイングランド火葬協会（the Cremation Society of England）を設立し、彼に賛同する人々とともに実際の火葬場建設のための資金集めや火葬の法的位置付けの検討など、火葬の実現に向けた活動を本格化していくことになる。こうした火葬協会の活動もあり、イギリスでは1902年に火葬法（the Cremation Act）が成立し、火葬が合法的葬法として認められていく。ただし、火葬法が成立してからもしばらくの間、火葬率は低調であり、広い範囲での火葬の普及までは二つの世界大戦を待たなければならなかった。なぜなら、死者儀礼を重要視しない国教会の態度は、戦時中愛する者を失った人々に満足な慰めを与えることができず、人々の間で宗教的な郷愁が低下したほか、戦後の復興事業では死者のための土地よりも生者のための土地が優先され、多くの面積を要する土葬よりも火葬の経済性が評価されたためである。このようにイギリスにおける近代火葬の普及は、土葬を支持するキリスト教的信仰の低下と、衛生的・効率的・合理的・経済的な葬送を求める社会の動きによって進んだと言える。このような近代化の過程で形成されていったイギリスの火葬場は、本来的に世俗的な空間として設計されたため、儀礼性の欠如した、遺族が故人と十分に向き合うことができない空間として、1990年代以降の葬送改革者たちによって批判されていくこととなる。

一方で葬儀業者については、17世紀から見られるようになった「葬儀屋（undertaker）」と呼ばれる人々がその始まりとされている。彼らは次第に遺族に代わって遺体を扱う専門家としての役割を担うようになり、20世紀になるとエンバーミングという遺体の科学的取り扱い技術の習得や遺体を安全に保管するための遺体安置堂（chapel of rest）の提供、棺と遺族を郊外の墓地まで運ぶための霊柩車を提供することなどによって専門性を高めていき、「フューネラル・ディレクター（funeral director）」として葬儀に不可欠な存在となった。ただしこうした事態は、遺族を含む一般の人々が、遺体と触れ合い、死に向きあう機会を奪っていくことにもつながっている。

このように、イギリスにおける葬送の近代化の過程は、生と死を分断し、死者や遺体の扱いを専門家に任せ日常空間から遠ざけるなど、死を克服し勝利をおさめようとする近代主義的価値観に基づいたものとして捉えることができる。

次の第2章では、こうした「近代的」な死をめぐるあり方に対し、20世紀の終わり頃から専門家による死の囲い込みが批判され、遺族や死にゆく本人など当事者たちの選択の自由が主張されるようになったこと、そしてこうした流れを背景に自然埋葬が成立していったことを論じている。

この時期には死を取り巻く当事者たちの自由な意志や主体性、すなわち「自己」の権威に

基づいた実践が重視されるようになったが、これは葬送だけでなく、看取りや死別など、死の領域一般における大きな変化であり、近代からポストモダンへの認識の転換として捉えられた。

イギリスでは1960年代に、死にゆく人の自律性を重視し「よき死」を目指すホスピス運動が世界に先駆けて展開されたが、1990年代にはさらに従来の葬送のあり方を改革しようとするような様々な運動が展開した。例えば1991年にはニコラス・オールバリー、ジョセフィン・スパイヤー、クリスチャン・ヒールという3人の心理療法士によって、「ナチュラル・デス・センター (Natural Death Centre、以下 NDC)」という慈善団体が設立された。この団体は、自然分娩や自宅での看取りという体験に影響を受けたニコラスとジョセフィンの夫妻によって発案され、死を医療の失敗として捉えたり、日常生活で避けるべきタブーの話題としてみなすのではなく、誰に起こっても当然な「自然な」ものであることを訴え、日常の一部としていくことを目指している。NDCは設立の初期から自宅での看取りやDIY葬儀の方法を具体的に示した『ナチュラル・デス・ハンドブック (NDH)』を出版しており、イギリス社会における死をめぐる言説に大きな影響を与えている。

一方、地方自治体が運営する墓地や火葬場の管理者たちの間でも、遺族に対する彼らのこれまでのサービスのあり方が疑問視されるようになっていた。1996年には、墓地や火葬場の管理者たちの多くが所属する「埋火葬管理協会 (the Institute of Burial and Cremation Administration, 現在の名称は墓地・火葬場管理協会 the Institute of Cemetery and Crematorium, 以下 ICCM)」において「遺族のための憲章 (Charter for the Bereaved)」が制定され運用が始められた。この憲章は、専門家による囲い込みや押し付けの態度を改め、これまでほとんどないがしろにされていた遺族の選択の権利を保証するものであり、遺族の持つ権利を33の項目にわたって列挙している。

また、こうした団体規模での組織的な取り組みのほかにも、この時期には葬儀セレブレーションの普及や、火葬場からの遺灰の持ち帰り等、近代的な葬送へのあり方に対する批判的な流れが生じている。

実は自然埋葬は、こうした改革の流れを形作った「自然死」運動の活動家や組織によって支持されたという意味で、このような大きな認識の転換を背景として成立したと言える。例えばNDCは、その初期の段階から自然埋葬に着目し、1994年には自然保護葬地協会（後に自然埋葬地事業者協会 Association of Natural Burial Grounds に改称、以下 ANBG）を設立し、自然埋葬地運営者を集約する機関を創設したほか、『NDH』では全国の自然埋葬地リストや自然埋葬地運営のための細かいノウハウを掲載している。さらに適切な自然埋葬地の管理運営方法を定めた「倫理要綱 (Code of Conduct)」を制定するなど、その普及に力を入れている。また、ICCMの「遺族のための憲章」を起草したケン・ウエストという人物は、実は1993年にカーライル市営墓地にてイギリス初の自然埋葬地を考案・設置した、自然埋葬の誕生にとってきわめて重要な人物であった。このように近代的な死に対する改革運動を主導したNDCやICCMが、自然埋葬の成立や普及に重要な役割を果たしていることは、

自然埋葬が本来的にこうした改革運動の流れに棹さしていることを示している。

第3章では、イギリス社会の認識の転換を背景に成立した自然埋葬について、人々はどのようにそれを受容し、生と死の意味づけを再編しているのかを、様々な調査データから考察している。ここで扱ったデータは、イギリスの調査会社が行った全国的な意識調査と、ANBGが収集している自然埋葬実施者によるフィードバックを筆者がNDCの許可を得て必要なデータのみ抽出したもの、また筆者が2019年11月～2020年1月にかけて実施した自然埋葬地希望者／実施者、また葬祭業関係者、計17名へのインタビュー調査によるものである。

自然埋葬を選択した／希望する人々は、主に「自然志向」や「脱伝統」という意識から自然埋葬選択の動機を説明するが、それは決してエコロジカルな世界観に収斂されるものではなかった。彼らは遺体が自然に還るというイメージを源泉としながら、それぞれの人生経験、故人との記憶、信条や信仰といった様々な回路を通じて各自の死の物語を作り上げていたからである。こうした個人的な死の物語は、共同体による承認を欠いているという点では不安定で流動的なものだが、「あなたが正しいと思うならそれは正しい」という、高度に個人化したイギリス社会におけるお互いの「正しさ」の感覚の承認と、遺体を自然に還すことで環境保護や生者の役に立てるという、自然埋葬の持つ公共性によって維持されていたと言える。

後半の第4章から第6章は、第二部「日本編」を構成するもので、日本の樹木葬の登場した歴史的な文脈や墓地行政をはじめとした社会的背景、そして人々はどのように樹木葬を通じて自分らしい死の物語を構築し、また維持しているのかを論じている。

第4章では、近代型火葬の発展や宗派不問の共葬墓地の成立など、当初は神道国教化体制を目指していた明治政府の墓地行政が、合理性や効率性といった目的から次第に脱宗教化していく過程等を論じることで、日本における葬送の近代化について考察している。

日本ではイギリスと異なり近代化が生じる以前から仏教徒（真宗門徒）を中心に葬法としての火葬は定着していたが、明治以降は世俗的な観点から近代型火葬が提案され一般的な葬法として普及していく。ただし、幕藩体制を打ち倒し近代国家の樹立を目指した明治政府は、当初神道国教化政策の下で国家主導による神葬祭の推進運動を展開したのであり、この政策下において火葬は仏教徒の行う「野蛮な」葬送であると見なされ、1873年（明治6）には火葬禁止の太政官布告が全国へ出される。しかしながら、僧侶や火葬業従事者、開明的知識人などを中心に、埋葬地不足の問題、火葬にせざるをえない地域の個別的事情、衛生上の問題など、世俗的・合理的な観点から火葬の利便性が説かれ、また都市部でも火葬禁止による弊害が明らかになったことにより、明治政府は「葬法如きは国家が口を出すべきものではない」として、1875年（明治8）にわずか2年で火葬禁止を撤廃するのである。このように、イギリスと同様、日本においても世俗的な観点から葬法が管理されるようになった結果として近代型火葬が展開していくのだが、両国がたどったプロセスは大いに異なっていたと言える。さらに言えば、イギリスでは本来的に世俗的な空間として火葬場が成立したの

に対し、日本では初期の近代型火葬場に仏教寺院風のデザインが取り入れられ、内部に仏像が安置されるなど、儀礼を行う空間として設計されている。第二次世界大戦後には政教分離の原則が定められたことや生活改善運動の影響もあり、次第に寺院風のデザインは建設されなくなっていくが、故人に最後の別れを告げ、焼香、献花、炉前での読経を行う告別ホールや炉前ホール、遺族が火葬の終了を待つ待合室、骨上げを行う収骨室など、遺族が死者と向き合う機会を尊重するための工夫がなされており、仏教色が薄れたたとしてもその儀礼性は保たれていると言える。

墓地行政においても、神道国教化政策の挫折とともに、神道を推進する目的で作られた神葬祭墓地が、しだいに宗派や身分、出身地を問わない近代的な「共葬墓地」の概念に吸収されていき、1884年（明治17）には「墓地及埋葬取締規則」が定められることで、墓地はイギリスと同様、主に公衆衛生、地租改正事業、治安維持などの世俗的な価値から管理されるようになっていく。しかし日本がイギリスと決定的に異なったのは、天皇を国家の「家長」とした明治政府の家族国家観的なイデオロギーを背景に、明治民法の制定を通じて墓を「家」の祭祀財産として定め、精神的支柱としての先祖祭祀を制度化していく点にある。こうした墓と「家」の関係は、家制度が廃止された現代においても「墓の管理・継承は家族の責任において行われるべき」という規範として残存し続け、1990年代以降に「家の墓」を相対化しようとする運動によって批判の対象となっていくのである。

第5章では、このように近代において制度化された先祖祭祀とそのシンボルである「家の墓」、またそれを支える「家」組織が、20世紀の終わりになると人々のライフスタイルと不整合を起こすことでその正統性が疑問視されるようになり、そうした社会変化を背景に樹木葬が現れたことを論じている。

戦後の産業構造の変化や都市化は、「家」意識の希薄化を伴いながら直系家族から夫婦家族へという家族形態の変容をもたらし、さらに女性の社会進出や少子化・晩婚化により、実際問題として何代にもわたる「家の墓」の維持継承が困難になっていく。また人口が集中した都市部では土地不足による墓地価格の高騰や墓地の乱開発が進み、一方では継承者の絶えた墓が「無縁墓」として荒廃していく状況が問題視されるようになった。こうしたなかで、1990年代前後には比叡山延暦寺の大霊園、新潟県妙光寺の「安穏廟」、また東京・巣鴨の「もやいの碑」や京都・寂光寺の「志縁廟」など、継承を前提としない墓が作られるようになっていく。さらに1990年代には墓からの自由を掲げ散骨運動を推進する「葬送の自由をすすめる会」や、現行法と慣習の乖離に由来する墓問題の実態を明らかにし、現代社会にふさわしい墓のあり方を提唱する「エンディングセンター（1990年の設立当時は「21世紀の結縁と墓を考える会」）」などの市民運動が展開していき、「家の墓」にとらわれない、個人が選択するものとしての墓のあり方が目指されていくようになる。

1999年に岩手県一関市の臨濟宗寺院・祥雲寺の住職によって考案された「樹木葬」は、こうした都市部での運動にも影響されながら、地方の自然環境を保全する目的で始められた。考案者の千坂峻峰としては、樹木葬の主眼は里山を墓地とすることによる自然環境の再



生・維持であったが、遺骨を土に埋め墓石を建てないという特徴から継承者を必要とせず、まだ樹木を墓標とできるという点から上記のような「家の墓」や先祖祭祀に疑問を抱く都市部の人々を中心に人気が高まり、現在では多様化しながらも全国各地に樹木葬墓地が設置されるまでに日本社会に定着している。

第6章では、こうした社会的変化を背景に成立した樹木葬について、それを選択する人々がどのように自分らしい死の物語を構築し、また維持しているのかを、二つの樹木葬墓地における意識調査と、筆者が実施したインタビュー調査の資料から検討した。なお、ここで扱ったデータは、二つの先行研究による樹木葬選択者の意識調査と、筆者が2015年4月から8月にかけて行った計16名の樹木葬申込者に対するインタビュー調査、また二つの樹木葬墓地で行ったフィールド調査による資料が中心となっている。

こうしたデータを検討すると、樹木葬を選択する人々の多くは、子どもによる死後の墓参や先祖祭祀を否定するという「脱継承」の傾向や、「自然に還る」とする「自然志向」の傾向を示していることがわかった。そしてイギリスの自然埋葬選択者と比較して大きく異なっていたのは、樹木葬という選択は家族ではなく死にゆく本人の自己決定であるという点、また樹木葬選択者同士の血縁や地縁によらない新たな共同性が強く意識されていた点である。インタビュー対象者のなかには、実際に墓を継承すべき子供や家族がないという現実的な問題を抱える人もいるが、その多くは先祖祭祀の考え方や「墓は子孫によって継承されるべき」という従来 of 規範に対し否定的であり、子どもの自由を尊重するため、また周囲に迷惑を書けないため、自覚的に死後の自立をはかろうとして継承の必要ない樹木葬を選択しているという状況が見られた。そのように「個」としての自立を主張する一方で、多くの樹木葬墓地では共同供養祭や生前の交流会が行われ、自覚的に同じ墓を選んだ者同士の共同性が醸成されていた。こうした事実は、彼らが自らの死に方に対して「個」を主張するにもかかわらず、最終的には家族という枠組みや共同性を強く意識していること、そして彼らがそれぞれに抱く死の物語の安定した内面化に、このような新たな共同性が重要な役割を果たしていることを示していると言える。

終章では、これまでの議論をまとめるとともに、イギリスと日本の事例を比較という観点からより詳しく検討している。

自然葬法という類似した葬送の背景とその実態を並べてみると、両国の大きな共通点として指摘できるのが、20世紀末から21世紀という時期において、両国で死と葬送をめぐる大きな認識の転換が起こり、自然葬法がこうした転換を背景に成立したという点であった。この変化は、どちらの国においても、近代に形成された葬送のあり方を批判的に反省し、当事者たちの選択の自由や意思決定を尊重する方向へと人々を導くという共通点を持っていた。ただし、こうした変化は、「エコロジカルな不死」論が前提としていたような、伝統宗教的死生観の衰退という枠組みだけでは捉えきれない、生者と死者、共同体と個人の関係性、そして近代化をめぐる問題が複雑に絡み合った多層的な状況を示していた。そこで終章では、両国におけるこの認識の変化の質的な違いについて、異なる近代化の経験と、宗教文

化の違いという二つの側面から検討した。

まず前者においては、イギリスとの比較から、家族への負担を極端に忌避して死後の自立志向を示す点が日本社会に特徴的であることが本稿では明らかになったが、こうした違いは両国における近代化の経験の違いに由来すると考えられる。韓国の社会学者・張慶燮によれば、日本を含む東アジアの国々は西洋社会と比較し家族主義的であるものの、近年では家族の衰退や個人化に関する多くの近代的特性を示すようになってきている。ただし、そうした近代的特性は西洋とは異なり高度に「圧縮された」状態で起こるため、個人の絶え間ない努力によって自分史を設計することが求められる「第二の近代」にいる個人にとって、従来の家族関係は社会的資源よりもむしろ負担やリスクとして感じられる。つまり、家族主義を残した圧縮された近代においては、家族は個人にとって様々な心理的・機能的困難を引き起こすリスクとみなされるがゆえに、西洋で発達した精神的・文化的基礎としての個人主義とは無関係に「個人化」が生じ、張がいうところの「個人主義なき個人化」というパラドキシカルな状況が現出するというのである（張慶燮 2013「個人主義なき個人化——「圧縮された近代」と東アジアの曖昧な家族危機」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会：39-65）。

張の議論を日本の葬送に照らしてみると、日本では近代を通じて先祖祭祀とそれを支える「家」的共同体が制度化され、戦後も家族を中心とした枠組みが維持されてきた点に特徴があり、こうした葬送のあり方が 1990 年代以降、「家の墓」の制度的機能不全が顕在化していくなかで、個人の自己決定を主張する言説が普及していくことになる。つまり日本では、個々の自己実現が求められる「第二の近代」に圧縮された状態で突入したことにより、「家族でいる」ことがリスクとみなされる、すなわち「家の墓」を維持することによる子どもや家族の負担が忌避され、その結果として樹木葬のような非継承墓が求められるようになってきていると考えられる。

後者について言えば、死や死者をめぐる態度において日本がイギリスと大きく異なる点は、イギリスのプロテスタント信仰では、煉獄を否定し、全能なる神に死者の運命を託すことによって死者儀礼を重視しない態度が、結果として生者と死者を分断するような葬送の近代化をもたらしたのに対し、日本では死者供養という文化や先祖祭祀の制度化という歴史を通じ、現在までも宗教的な儀礼を通じた生者と死者の交流が保たれてきた点にある。こうした宗教文化による違いは、ポストモダンを迎えた西欧において、近代に抑圧されてきた生者と死者の継続する絆という観念が、日本の先祖祭祀を参考に市民権を得るようになったという状況ともあわせ、興味深い違いである。

これらの差異を踏まえ、本論の最後では両国の自然葬法における死の物語の再編について比較の視点から論じている。ここでは、「象徴」としての「自然」と、その「象徴」を支える「共同体」、そして実際に死の物語を作り上げ内面化する人々——つまり「主体」との相互の関係性を軸として整理した。まず議論の前提として重要なのは、かつての伝統社会においては、共同体によって支えられていた死の物語は個人に安定して内面化されていた一

方、共同体に埋め込まれた個人はそこからの逸脱を許されず、死の物語は固定的で規範的であったと理解する点にある。しかし「自己」の権威の拡大として位置付けられる現代社会の死を取り巻く状況において、死の物語の再編をめぐる関係性は、死の物語が安定して人々に受容されていた伝統的社会とは異なり、不安定で流動的となり、そして同時に、死の物語を自分のやり方で創造できる自由をもたらした。そうした時代において自然葬法のもたらす「自然」のイメージは、伝統宗教とは異なる、人々に自由に利用できる参照枠を与えることから、高度に近代化した日本とイギリスの両国で受容されていたと言える。

しかし、そこにおける死の物語のあり方は、それぞれの国が持つ歴史的・文化的要因によって異なる形で成立し、維持されていた。例えば高度に個人化されたイギリス社会では、自然埋葬という選択は、「あなたが正しいと思うなら、それは正しい」という、個を尊重する「正しさ」の感覚によって承認されていたと考えられるが、ここにおいて共同体の存在は後景的であるかまったく不在である。また「遺体が自然に還る」というイメージは、社会の役に立つという公共性において、人々の死を強力に意味付けていた。一方で日本の樹木葬の場合、樹木葬申込者たちはいまだに家族という枠組みを強く意識しており、そうであるからこそ樹木葬という継承の必要ない墓を自己決定によって選ぶという逆説的な状況が見出された。そうしたなかで、同じ墓を選んだ人々による新たな共同性が、彼らのそれぞれの死の物語を安定して内面化させるのに重要な役割を果たしていたと言える。

以上のような見解からは、近代化した社会としてのイギリスと日本において、「自分らしい」死の物語を提供する自然葬法のような新たな葬送が登場したことは決して偶然ではないものの、両国の比較を通じて導き出されるのは、「自己」の拡大を導いた近代化が、現代において我々が死に対処する仕方を本来の意味で均質化させるわけではないということである。